

# ISSUE BRIEF

## 平成 24 年度税制改正案の概要

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 734 (2012. 1. 31.)

- はじめに
- I 税制改正論議の経過等
  - 1 平成 23 年度税制改正案の帰趨
  - 2 税制抜本改革の動向
  - 3 東日本大震災と復興関連税制
  - 4 平成 24 年度税制大綱決定の過程
  - 5 税制大綱の特徴
- II 税制大綱の内容
  - 1 個人所得課税
  - 2 住宅関係・資産課税
  - 3 企業関係課税
  - 4 車体課税
  - 5 その他
- III 評価と残された課題
  - 1 評価
  - 2 残された課題
- おわりに

平成 24 年度税制改正大綱（以下「税制大綱」）が平成 23 年 12 月 10 日未明に閣議決定された（12 月 24 日に沖縄関係について追加・修正）。

今回の税制大綱は、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、地方税制度改革、平成 23 年度税制改正の積み残し事項の取扱いといった、特に喫緊の対応を要する改正事項の検討を集約したものとされる（税制大綱「はじめに」）。震災対応と社会保障・税一体改革という大きな課題には含まれる形で平成 24 年度税制改正の議論が行われたこともあり、復興増税と今後政府が想定している消費税の見直しを含む税制抜本改革によって生じうる国民の負担増を前に、平成 23 年度税制改正大綱のような大胆な改正は躊躇されたとの指摘もある。

本稿では、税制改正論議の経過と今回の税制大綱の内容を概観した上で、残された課題について整理を行う。

財政金融課

まつうら しげる  
(松浦 茂)

調査と情報

第 7 3 4 号

## はじめに

平成 24 年度税制改正大綱<sup>1</sup>（以下「税制大綱」）が平成 23 年 12 月 10 日未明に閣議決定された<sup>2</sup>。今回の税制大綱は自動車課税（車体課税）の取扱いをめぐり政府と民主党の協議が難航し、12 月 9 日深夜に協議が決着、翌 10 日未明に閣議決定という異例の展開となった。

本稿では、税制改正論議の経過等と税制大綱の内容を概観した上で、残された課題について整理を行う。なお、税制改正に伴う増減収見込額を巻末に掲げた（巻末表 A、B）。

## I 税制改正論議の経過等

### 1 平成 23 年度税制改正案の帰趨

平成 23 年度税制改正案<sup>3</sup>は、平成 23 年 1 月に関係法案が国会に提出された。しかし、参議院では野党が多数議席を占めるいわゆる「ねじれ国会」の下、当初法案は年度内に成立せず、3 月末日に期限切れとなる租税特別措置等についてのみ、同日に成立したつなぎ法<sup>4</sup>により 6 月末まで期限が延長された。その後、金融証券税制（軽減税率の延長等）、雇用促進税制の創設、環境関連投資促進税制の創設、寄附金税制の拡充などについては、当初法案から切り離した別個の法案が国会に提出され、6 月 22 日に成立している<sup>5</sup>。

残余の項目のうち、法人実効税率引下げと課税ベースの拡大（平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）、退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除の廃止（平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用）、「更正の請求」を行うことができる期間の延長（1 年から 5 年へ）などについて、11 月 30 日に関係法案が成立した<sup>6</sup>。ただし、法人税には復興財源捻出のため税額の 10%の付加税が課せられ（平成 24 年度から 3 年間）、退職所得に係る個人住民税の 10%税額控除廃止に伴う増収分も復興財源として位置付けられた（本稿 p.3.参照）。

残る項目については、平成 23 年度改正は見送りとなった（本稿 p.10.参照）<sup>7</sup>。

### 2 税制抜本改革の動向

自公連立政権時代の平成 21 年 3 月に成立した平成 21 年度税制改正法<sup>8</sup>の附則第 104 条第 1 項には、景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として消費税を含む税制の抜本改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講

1 「平成 24 年度税制改正大綱」2011.12.10.

<[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf)>

2 12 月 24 日に沖縄関係の税制改正について税制大綱に盛り込む閣議決定がなされている。

3 郷田亜弥「平成 23 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』696 号, 2011.2.1.参照

4 「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 12 号）、  
「国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 13 号）

5 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 82 号）、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 83 号）

6 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 115 号）

7 尾崎乾介「平成 23 年度税制改正の経過（仮題）」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』（近刊予定）参照

8 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 13 号）

ずるものとする旨の規定が置かれた<sup>9</sup>。併せて同条第3項では、所得、消費、資産等の各分野の税について税制抜本改革の基本的方向性が示されている。

その後、平成21年9月に民主党を中心とする政権が発足するが、上記の平成21年度税制改正法附則規定は削除されなかった。平成23年6月30日の「社会保障・税一体改革成案<sup>10</sup>」（政府・与党社会保障改革検討本部決定）では、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされた。さらに同成案では、「政府は…経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる」ことが確認された。

平成23年9月から政権を率いる野田佳彦首相は、平成23年度中に税制抜本改革実施のための法制上の措置を講ずることに強い意向を示している。民主党内に消費増税反対の動きも報道されたが、平成24年1月6日に、政府・与党社会保障改革本部は、「社会保障・税一体改革素案」を決定した。同素案では、税制抜本改革として、経済状況の好転の確認を前提とする消費税率の段階的引上げ（平成26年4月に8%、27年10月に10%に引上げ）、所得税の最高税率の引上げ、相続税・贈与税の見直しなどを掲げている（本稿 p.10.参照）。野田首相は、野党への協議を呼びかけ、素案を大綱として取りまとめた上で、平成23年度末までに法案を提出するというプロセスをたどっていきたいと述べている<sup>11</sup>。

### 3 東日本大震災と復興関連税制

#### （1）復興支援税制

平成23年3月11日の東日本大震災で被災した納税者の実態等を踏まえた緊急措置として、同年4月に成立した法律<sup>12</sup>により、住宅・家財等に係る損失の雑損控除の特例（平成22年分の所得での適用等）、被災事業用資産の損失の特例、被災自動車に係る自動車重量税の特例還付、固定資産税等の課税免除（平成23年度分）、揮発油税・地方揮発油税等の「トリガー条項」<sup>13</sup>の適用停止などの措置が講じられた<sup>14</sup>。

12月には法改正により、復興支援に係る追加の税制措置が講じられている<sup>15</sup>。

<sup>9</sup> 附則第104条が制定されたのは、当時の厳しい経済状況に対応して減税措置を含む財政措置が講じられる中で、中期の財政責任を明らかにし、社会保障の将来への国民の不安を払拭することが不可欠と考えられたためと解説されている。一松旬「平成21年度税制改正附則（税制の抜本的な改革に係る措置）について」『平成21年 税制改正の解説』国税庁, 2009, pp.532-533.

<sup>10</sup> 「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）により「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」とされている。

<sup>11</sup> 首相官邸ホームページ「野田内閣総理大臣記者会見」2012.1.4.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/noda/statement/201201/04kaiken.html>>

<sup>12</sup> 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）及び「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号）。なお、8月5日に成立した「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第96号）により、原子力事故に関する警戒区域等における固定資産税等の課税免除（平成23年度分）等の措置が取られている。

<sup>13</sup> ガソリン価格高騰時に暫定税率（ガソリンの場合約25円/ℓ）を減額し本則税率に戻す条項

<sup>14</sup> 加藤慶一「東日本大震災への税制上の対応（第1弾）の概要」『国政の論点』2011.6.1.（事務用資料）

<sup>15</sup> 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第119号）による、住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例（控除率・借入限度額の上乗せ、滅失した住宅と再取得した住宅の双方に係るローン減税の重複適用）、復興特別区域に係る税制上の特例（平成28年

## (2) 復興財源確保のための税制措置

復興基本方針（平成23年7月29日決定、8月11日改定）<sup>16</sup>により、震災からの復旧復興に要する費用は少なくとも10年間で23兆円と見込まれ、うち19兆円について平成23年度から27年度までの5年間（集中復興期間）で重点的に復旧復興に充てられるとされた。この19兆円のうち3.5兆円については、平成23年度第1次・第2次補正予算で歳出削減や決算剰余金などを活用して調達済みであるが、残余の15.5兆円（第1次補正予算で財源とされた基礎年金国庫負担分2.5兆円を含む。）については、当面復興債で賄われる。

5年間の集中復興期間の復興財源確保のために、歳出削減と税外収入による財源確保を5兆円程度と前提の上、次の税制措置が講じられた。平成24年度から3年間の法人税付加税（税額の10%）及び平成25年1月から25年間の所得税付加税（税額の2.1%）を実施し、計9.7兆円の税収を見込む。地方税では、平成26年6月から10年間の個人住民税均等割1,000円引上げ（税収見込みは10年で0.6兆円）、平成25年1月から実施する個人住民税の退職所得10%税額控除廃止（同10年で0.17兆円）により、計0.8兆円を捻出する<sup>17</sup>。

## 4 平成24年度税制大綱決定の過程

### (1) 民主党税制調査会の設置

平成23年9月の野田内閣発足に伴い、民主党は、政権交代を機に廃止していた党の税制調査会（以下「税調」）<sup>18</sup>を復活させた。民主党税調には、役員会（役員は平成23年12月16日現在、会長以下28人）<sup>19</sup>と全議員が参加可能な総会が設けられている。復活の理由として、藤井裕久民主党税調会長は、党税調の廃止により税制改正論議に参加できない同党議員に「疎外感を持たれた」旨を述べている<sup>20</sup>。

### (2) 府省要望提出から税制大綱決定まで

平成23年9月末までに税制改正に係る府省要望が提出された。以後、税制大綱の閣議決定までの流れは概ね表1のとおりである。

## 5 税制大綱の特徴

今回の税制大綱は、以上述べたとおり震災対応と社会保障・税一体改革という大きな課題にはさまれる形で議論が行われた。既に決まった復興増税と今後政府が想定している税制抜本改革によって生じうる国民の負担増を前に、平成23年度税制改正大綱のような大

---

3月末までに指定を受けた法人に係る、復興産業集積区域における①新規立地新設企業の5年間の無税措置、②被災被用者に対する給与等支給額の10%税額控除等の選択適用)等の措置。また、「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第120号）による固定資産税等の課税免除（平成24年度分）等の措置

<sup>16</sup> 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」2011.7.29.（2011.8.11.改定）  
<<http://www.reconstruction.go.jp/topics/110811kaitei.pdf>>

<sup>17</sup> 平成23年11月30日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）が成立している。復興財源については、小池拓自・依田紀久・加藤慶一「平成23年度第3次補正予算と今後の課題」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』729号, 2011.12.1, pp.9-12.参照

<sup>18</sup> 民主党税調の廃止、有識者に代えて政治家をメンバーとする新たな政府税調の設置と意思決定の政府への一元化については、次の文献を参照。国立国会図書館財政金融調査室・課「平成22年度税制改正案の概要—総論編—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』668号, 2010.1.28, pp.3-4.

<sup>19</sup> 民主党ホームページ「民主党政策調査会役員一覧」（平成23年12月16日現在）  
<[http://www.dpj.or.jp/about/dpj/board\\_policy](http://www.dpj.or.jp/about/dpj/board_policy)>

<sup>20</sup> 「「党税調 利益代表にしない」藤井裕久民主党税調会長」『毎日新聞』2011.9.8.

胆な改正は躊躇されたと指摘する論者もある<sup>21</sup>。

税制大綱の冒頭では、成長戦略に資する税制措置、税制の公平性確保と課税の適正化、地方税制度改革、平成 23 年度税制改正の積み残し事項の取扱いといった、特に喫緊の対応を要する改正事項の検討を集約したものが今回の税制大綱であると説明されている<sup>22</sup>。

**表1 平成 24 年度税制大綱決定までの流れ(平成 23 年 9 月～)**

9 月末	・各府省からの平成 24 年度税制改正要望が出揃う。
10～11 月	・政府税調、各府省や地方関係団体、業界団体等からヒアリング。
11 月 25 日	・政府税調、条件付きを含め 144 項目を認める 1 次査定結果を公表。
11 月 28 日	・与党、政府税調に対して税制改正に係る重点要望を提出。民主党はこの重点要望に自動車重量税・自動車取得税(合計で年間 9,000 億円程度の税収)の廃止、抜本的見直しを掲げる。(理由) 超円高・国際的な金融危機の下、産業空洞化を防ぎ、雇用を守る点で成長戦略にも資する。
11 月 29 日	・安住淳財務大臣、平成 24 年度の自動車重量税・自動車取得税の廃止は見合いの財源がないと厳しいとの認識を記者会見で示す。
12 月 1 日	・政府税調、2 次査定(新たに 52 項目を認める。)を公表。
12 月 7 日	・政府税調、税制改正の最終調整案を示すが、自動車重量税など車体課税については調整がつかず「P」(ペンディング)とされた。
12 月 8 日	・民主党税調、8 日の総会で車体課税の扱いを含め平成 24 年度税制改正の対応を藤井会長に一任。
12 月 9 日	・政府・民主党間の車体課税をめぐる調整は 9 日深夜にまで及ぶ。 ・民主党税調、9 日午後 11 時過ぎの総会で政府側の案を了承。
12 月 10 日	・政府税調、10 日未明に首相に税制大綱案を答申(手交)。臨時閣議にて税制大綱を閣議決定。

(出典) 各種報道記事等より筆者作成

## II 税制大綱の内容

### 1 個人所得課税

#### (1) 給与所得控除の見直し

##### (i) 給与所得控除の上限設定

サラリーマンの収入から、その一部を必要経費として概算的に差し引くことができる給与所得控除は、現在、年収が増えるにつれ控除額が増える仕組みになっている。改正案では、給与収入が年間 1,500 万円超のサラリーマンについては、控除額の上限が 245 万円とされた(表 2)。なお、役員給与等に係る給与所得控除の見直しについては、「税率構造を含む改革」の方向性を踏まえて引き続き検討するものとされた。

##### (ii) 特定支出控除の見直し

サラリーマンの通勤費、転任に伴う引越し費用など「特定支出」が給与所得控除額を超えるときには、その超えた部分も合わせて控除する「特定支出控除」が認められている。この「特定支出」の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や「勤務必要経費」(図書費、衣服費、交際費)<sup>23</sup>が追加される。また、給与所得控除額の 2 分の 1 を超える特定支出額を控除できるように改め、特定支出控除を使いやすくする(以上(i)(ii)は平成 25 年分以後の所得税及び平成 26 年

**表 2 給与所得控除額  
(現行→改正案)**

給与収入	控除額
50 万円	50 万円
100	65
200	78
500	154
1,000	220
1,500	245
2,000	270→245

(出典) 税制大綱等より筆者作成

<sup>21</sup> 鈴木将之「平成 24 年度税制改正大綱」『Economic Trends』2011.12.20, p.2.

<sup>22</sup> 前掲注(1), p.1.

<sup>23</sup> 勤務必要経費については、高額所得者を過度に優遇することのないよう上限を設ける(年間 65 万円)。

度分以後の個人住民税について適用)。

## (2) 退職所得課税の見直し

勤続年数 5 年以下の役員等<sup>24</sup>について、退職手当等から退職所得控除額<sup>25</sup>を控除した額の 2 分の 1 に課税所得を圧縮する「2 分の 1 課税」を廃止する(所得税・個人住民税について平成 25 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用)。廃止の趣旨としては、短期在職予定の法人役員等が給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることで税負担を回避するというような事例の防止につながり、課税の適正化に資すると説明されている<sup>26</sup>。

## 2 住宅関係・資産課税

### (1) 省エネ住宅に係る住宅ローン減税の特例

現行の住宅ローン減税では、減税対象となるローン残高の限度額は、入居年が平成 23 年の場合 4,000 万円、24 年の場合 3,000 万円、25 年の場合 2,000 万円である(各年末ローン残高の 1%を 10 年間税額控除)。税制大綱では、平成 24 年と 25 年に一定の省エネ住宅に入居する場合、ローン残高の限度額が上記の額に 1,000 万円上乗せされる。

### (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

#### (i) 直系尊属からの贈与に係る非課税措置の延長

親や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の援助を受けるときの贈与税の非課税措置(現行は限度額 1,000 万円)を 3 年間延長する。非課税限度額は、平成 24 年 1,000 万円、25 年 700 万円、26 年 500 万円と下がっていく。省エネや耐震に優れた住宅の購入については、各年の非課税限度額に 500 万円が上乗せされる。

#### (ii) 復興支援措置

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けるときの贈与税の非課税措置については、現行 1,000 万円の非課税限度額を平成 26 年末まで延長し、省エネ・耐震に優れた住宅の取得の場合はこの間、限度額に 500 万円を上乗せし 1,500 万円とする。

### (3) 固定資産税の見直し(住宅用地の「据置特例」の廃止)

3 年に 1 度の土地・家屋の評価替えに伴い、固定資産税・都市計画税の平成 24 年度の税収は対前年度比で約 0.48 兆円(約 5%)の減収が見込まれている<sup>27</sup>。

住宅用地や商業地等の固定資産税は、前年度の課税標準額よりも当年度の本来の課税標準額(本則課税標準額)が高い場合、課税標準額を毎年度徐々に引き上げ、本則課税標準額に近づける措置が取られている。住宅用地の場合、課税標準額が本則課税標準額の 8 割に達すると引上げは停止され、課税標準額は前年度と同額に据え置かれる(据置特例)。

税制大綱では、住宅用地の据置特例について、平成 24 年度・25 年度の経過措置を講じた上で、平成 26 年度に廃止する(図 1)。

### (4) 相続税の連帯納付義務の緩和

同一の被相続人から相続をした全ての相続人は、受けた利益の範囲内で相互に相続税に係る連帯納付義務を負う。この相続税の連帯納付義務については、国税当局から連帯納付

<sup>24</sup> 法人の取締役等のほか、国会議員、地方議会議員、国家公務員及び地方公務員

<sup>25</sup> 勤続年数 20 年まで 1 年につき 40 万円、勤続年数 20 年超は 1 年につき 70 万円

<sup>26</sup> 郷田 前掲注(3), p.4 ; 税制調査会「23 年度税制改正の積み残し事項の整理について」2011.12.6, p.2. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/06/23zen23kai7.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/06/23zen23kai7.pdf)>

<sup>27</sup> 総務省「固定資産税(平成 24 年度評価替えに伴う制度見直し等)」(税制調査会資料)2011.11.8, p.1. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/11/08/23zen15kai3.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/11/08/23zen15kai3.pdf)> なお、土地の評価額は、平成 6 年度評価替え以降、地価公示価格の 7 割程度を目途とすることとされている。

の督促を受けるまで共同相続人の納税義務の履行状況が分からないなどの問題が指摘されている<sup>28</sup>。税制大綱では、申告期限等から 5 年を経過した場合、及び本来の納税義務者が担保を提供して延納又は納税猶予を受けた場合は、連帯納付義務を解除するものとした（平成 24 年 4 月 1 日以後に申告期限等が到来する相続税に適用）。

図1 住宅用地の当年度課税標準額の負担調整（固定資産税）

現行	負担水準	改正案	負担水準
前年度課税標準額据置き	100%	【H24・25年度の経過措置】 前年度課税標準額据置き	100%
前年度課税標準額 + 本則課税標準額×5% } (A)	80%	前年度課税標準額 + 本則課税標準額×5% } (A)	90%
(A)の上限：本則課税標準額の80%	→	【H24・25年度の経過措置】 (A)の上限：本則課税標準額の90%	→
(A)<(本則課税標準額×20%) の場合は20%相当額が課税標準額	20%	(A)<(本則課税標準額×20%) の場合は20%相当額が課税標準額	20%

(注1) 負担水準＝前年度課税標準額／本則課税標準額。

(注2) 本則課税標準額＝評価額×1/6（又は1/3 [200㎡超の部分]）

(注3) 経過措置終了後は据置特例を廃止

(出典) 税制調査会資料、税制大綱等より筆者作成

### 3 企業関係課税

#### (1) 研究開発税制の延長

研究開発税制では、恒久措置<sup>29</sup>に上乗せ可能な時限措置（平成 24 年 3 月末まで）として、試験研究費が増加した場合等の税額控除制度が設けられている。この制度は、次の①②を選択適用できる制度である（法人税額の 10%が上限）。①当該事業年度の試験研究費が過去 3 年の平均額を超える等の条件を満たして増加する場合に、当該平均額を超える額の 5%を限度とする税額控除、②試験研究費の額が当該事業年度及び過去 3 年分の平均売上金額の 10%を超える場合、当該超える額に一定率を乗じた額を限度とする税額控除。

税制大綱では、この制度を平成 26 年 3 月末まで延長することとされた。

#### (2) 中小企業投資促進税制の延長

現行の中小企業投資促進税制では、平成 24 年 3 月 31 日を期限に、中小企業が一定価額以上の機械装置等の資産を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却や 7%の税額控除（上限は法人税額の 20%）が認められる。対象となる資産は、機械装置、電子計算機、ソフトウェアなどである。税制大綱では、対象資産について試験機器等を追加するなどの見直しを行い、適用期限を 2 年延長する。

#### (3) 特定の資産の買換え特例の延長

10 年を超えて保有している事業用資産（国内の土地等、建物又は構築物）から新たな事業

<sup>28</sup> 日本税理士協会「平成 24 年度・税制改正に関する建議書」2011.6.29, p.7.

<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/11/09/23zen16kai17.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/11/09/23zen16kai17.pdf)> ; 税制調査会「補足資料（その他要望にない項目等）」2011.11.16, pp.8-9.

<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/11/16/23zen18kai9\\_2.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/11/16/23zen18kai9_2.pdf)>

<sup>29</sup> 試験研究費総額の 8～10%（中小企業や産学官連携研究は 12%）の税額控除（法人税額の 20%が上限）

用資産（国内の土地等、建物、構築物、機械・装置等）への買換えに当たり、一定の要件下でその譲渡益等の80%の課税を繰り延べる制度が平成23年末に期限を迎える。経済界からは、企業の事業再編コスト低減等の観点から、この制度の延長が要望されていた<sup>30</sup>。税制大綱は、買換資産の一部見直しを行った上<sup>31</sup>、本制度の適用期限を3年延長している。

#### （4）復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を進めるため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定に伴う税制上の措置を講じる<sup>32</sup>。

### 4 車体課税

今回の税制大綱決定に当たり、最大の焦点となった自動車課税（車体課税）に関しては、年間税収が約7,000億円の自動車重量税（国税）について1,500億円規模の減税を行うとともに、自動車重量税と自動車取得税（地方税）に係るエコカー減税の3年間延長が盛り込まれた<sup>33</sup>。

自動車重量税の減収1,500億円に対して、財源としてはエコカー減税の対象車種の絞り込みによる900～1,000億円程度しか見込まれていない。これについては、予算の削減も含めて経済産業省の分野の中でペイ・アズ・ユー・ゴー（以下「ペイゴー原則」）<sup>34</sup>を守る調整がされているという（五十嵐文彦財務副大臣）<sup>35</sup>。

#### （1）自動車重量税の見直し

現行では、自動車重量税は、本則税率に「当分の間」適用される税率（暫定税率）が加算されている。自家用乗用車の場合、車両重量0.5トン当たり年2,500円の本則税率に、暫定税率として、本則税率と同額が加算され、合計5,000円が課せられている。

税制大綱では、燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車には、平成24年5月1日以降、本則税率を適用する。それ以外の自動車に適用される暫定税率について、新車登録後13年超の自動車を除き、引下げを行う。自家用乗用車の場合、本則分と合わせて税率を0.5トン当たり年4,100円となる。

#### （2）エコカー減税

「エコカー減税」（自動車重量税・自動車取得税の減免）について、現行の平成22年度基準から平成27年度基準に燃費基準を切り替え、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するとともに、ハイブリッド車の燃費性能に匹敵するガソリン自動車を新たに免税の対象に追加するなどの見直しを行い、期限を3年延長する（図2）。

<sup>30</sup> 日本経済団体連合会「平成24年度税制改正に関する提言」2011.9.14, p.11.

<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/11/09/23zen16kai8.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/11/09/23zen16kai8.pdf)>

<sup>31</sup> 土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地のうち300㎡以上のものに限定する等の見直し

<sup>32</sup> ①福島県の全ての地方公共団体において認定復興推進計画に基づき復興産業集積区域に係る課税の特例を適用できるようにする措置、②避難解除区域における被災事業者の被災被用者に対する給与等支給額の20%税額控除（避難対象区域の設定の解除の日から3年間に福島県から被災事業者である旨の確認を受けた事業者につき確認を受けた日から5年間適用可能）等

<sup>33</sup> 併せて、平成23年度第4次補正予算に3,000億円規模のエコカー補助金を計上することとされた。今後の課題として、税制大綱では自動車取得税及び自動車重量税について、平成24年度税制改正に係る与党重点要望（「廃止、抜本的な見直し」等）に沿って、関連税制のあり方なども含め見直しを行うとされた。

<sup>34</sup> 「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）により、歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保する「ペイ・アズ・ユー・ゴー原則」が定められている。

<sup>35</sup> 税制調査会「平成23年度第25回及び第26回税制調査会後の記者会見録」2011.12.10, p.2.

<[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/21/23zen25kaiken.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/21/23zen25kaiken.pdf)>



### (3) 自動車税のグリーン化の延長

電気自動車（燃料電池自動車を含む。）や、平成 22 年度燃費基準を 25%以上超過達成している自動車（平成 17 年排ガス基準値 75%低減）などに適用される「自動車税のグリーン化」（新車新規登録の翌年度の自動車税（地方税）を 50%軽減）を、次のとおり見直した上で、平成 26 年 3 月末まで 2 年間延長する。

- ・燃費基準を平成 27 年度基準に切り替え
- ・自動車税 50%軽減（電気自動車、平成 27 年度燃費基準 10%超過達成車など）に加え 25%軽減（平成 27 年度燃費基準達成車）を導入

図2 エコカー減税の延長・拡充

【適用期間:自動車重量税 平成27年4月30日まで、自動車取得税 平成27年3月31日まで】

<現行制度>

【乗用車・軽自動車】	自動車取得税		自動車重量税	
	取得時	取得時	車検 1 回目 (~3 年)	車検 2 回目 (~5 年)
	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)
次世代自動車 (※1)	免税	免税	免税	免税
平成 22(2010) 年度燃費基準 +25%	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減
平成 22(2010) 年度燃費基準 +15%	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減

※1:次世代自動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(平成 21 年排ガス規制適合)、天然ガス自動車(☆☆☆☆)、ハイブリッド自動車(2010 年度燃費基準+25%超過達成 かつ ☆☆☆☆)

※2:平成 17 年排ガス規制 75% 低減

(出典) 経済産業省「平成 24 年度税制改正について(参考資料)」2011.12, p.4.

<<http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/zeisei24/111210a02j.pdf>>

<改正案>

※乗用車等の改定内容

【乗用車・軽自動車】	自動車取得税		自動車重量税	
	取得時	取得時	車検 1 回目 (~3 年)	車検 2 回目 (~5 年)
	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)	排ガス規制 ☆☆☆☆(※2)
次世代自動車 (※1)	免税	免税	免税	▲50%軽減
平成 27(2015) 年度燃費基準 +20%	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減	▲50%軽減
平成 27(2015) 年度燃費基準 +10%	▲75%軽減	▲75%軽減	▲75%軽減	▲50%軽減
平成 27(2015) 年度燃費基準 達成	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減	▲50%軽減

※1:次世代自動車

電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車(平成 21 年排ガス規制適合)、天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 10%低減)、ハイブリッド自動車(2015 年度燃費基準+20%超過達成 かつ ☆☆☆☆)

※2:平成 17 年排ガス規制 75% 低減

## 5 その他

税制大綱に掲げられたその他の主な項目は表 3 のとおりである。

表3 その他の主な項目の概略

地球温暖化対策のための税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地球温暖化の原因となる CO2 の排出を抑制する観点から、石油石炭税に「地球温暖化対策のための税」として CO2 排出量に応じた税率を上乗せ。</li> <li>○上乗せする税率は、原油及び石油製品 760 円/kl(現行 2,040 円/kl)、ガス状炭化水素 780 円/t(現行 1,080 円/t)、石炭 670 円/t(現行 700 円/t)。</li> <li>○平成 24 年 10 月 1 日から段階的に実施され、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施される。</li> </ul>
ナフサ税制優遇の「当分の間」延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸入・国産石油化学製品製造用揮発油(ナフサ)に係る石油石炭税の免税・還付措置については、平成 22 年度税制改正において平成 23 年度末まで 2 年間延長。</li> <li>○今回の税制大綱では本措置について、従前 2 年間の期限付き措置としていたことを改め、「当分の間」の措置とした。</li> </ul>

表3 その他の主な項目の概略(つづき)

国際課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成 23 年 11 月に我が国が税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、同条約に係る国内担保法整備の一環として、徴収共助に関する規定の見直しを行う。</li> <li>○5,000 万円を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。</li> <li>○関連者間(親会社・子会社間等)において所得金額に比べ過大な利子支払いを行うことを通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額が所得水準の 50%を超える部分の金額を、当期の損金の額に算入しないこととする(平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用)。</li> </ul>
地方税の「わがまち特例」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国が法律で地方団体に地方税制の特例措置実施を求める場合でも、地方団体の裁量を認めた方が効果的な特例措置については、全国一律の特例措置ではなく、法律の定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を定めることができる仕組みを「地域決定型地方税制特例措置」(通称「わがまち特例」)として導入。</li> <li>○平成 24 年度税制改正では、固定資産税の課税標準の特例措置 2 件について、法律で定める上限・下限の範囲内で地方自治体が課税標準を条例で定めることができるようにする。</li> </ul>
沖縄関連税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)は平成 24 年 3 月末に失効。</li> <li>○現行法の改正を前提に、情報通信産業特区や金融特区における税制措置を延長、拡充(認定法人の所得控除率を 35%から 40%に引き上げ 5 年延長、投資税額控除の 5 年延長)。</li> <li>○国際物流拠点産業集積地域(仮称)に 40%所得控除等の時限措置を創設。</li> <li>○国内旅行者向けの免税店の制度を 5 年延長し、航空旅客に加えて船舶旅客を対象とする。</li> </ul>

(出典) 税制大綱等を基に筆者作成

### Ⅲ 評価と残された課題

#### 1 評価

今回の税制大綱は、車体課税、研究開発税制の延長、ナフサ免税等の「当分の間」延長、中小企業税制など、企業に対して配慮を示す項目が盛り込まれているとして、経済界からは一定の評価を得ている<sup>36</sup>。焦点となった自動車重量税の減税、エコカー減税延長などの車体課税改正については、「ありがたい」との自動車販売の現場の声がある一方で、道路特定財源が廃止され一般財源化された車体課税については、現状のままでは課税根拠に乏しく、自動車取得税は消費税との二重課税との指摘もある<sup>37</sup>。平成 22 年度税制改正では、自動車関連税の暫定税率については、地球温暖化対策税の創設をにらみ、揮発油税等の税率水準が維持され、自動車重量税が減税された<sup>38</sup>。財政赤字の状況や環境対策の重要性を踏まえ、揮発油税等も含めて自動車関連税制をどう作り直すか、省益にとらわれずに取り組むべきテーマであるとの指摘もある<sup>39</sup>。またペイゴー原則に関連して、代替財源を明示しない改正では、財政運営責任を果たしているとは言い難いとの論評もあった<sup>40</sup>。

地球温暖化対策のための税(以下「温対税」)の導入については、経済界からは負担増を懸念する声が出る一方で、「温暖化対策として適切な措置」とみる見方もある<sup>41</sup>。

給与所得控除の上限設定については、消費税や所得税を含む税制抜本改革の中で、均衡のとれた負担のあり方を考えるべきで、高所得者だけの増税は疑問、との指摘がある<sup>42</sup>。

<sup>36</sup> 「産業界「一定の評価」「力不足」『産経新聞』2011.12.11.

<sup>37</sup> 「自動車業界 なお不満も」『東京新聞』2011.12.10.

<sup>38</sup> 国立国会図書館財政金融調査室・課「平成 22 年度税制改正案の概要—各論編—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』669 号, 2010.1.28, p.1.

<sup>39</sup> 「税制改正 この先が思いやられる」『朝日新聞』2011.12.11.

<sup>40</sup> 「環境税は負担重く疑問だ」『産経新聞』2011.12.11.

<sup>41</sup> 『産経新聞』前掲注(36) ; 「大局観がない野田税制大綱」『日本経済新聞』2011.12.11.

<sup>42</sup> 『日本経済新聞』同上

税制大綱決定の過程については、「民主党税制調査会が、特定業界の利益を代弁するような要求を重ねたのは気がかり」「税制改正大綱を決める当日の深夜まで政府・与党が攻防を繰り返す光景は、あるべき税制を目指す姿からは程遠い、等の指摘がなされている<sup>43</sup>。

## 2 残された課題

### (1) 平成 23 年度税制改正の積み残し項目

平成 23 年度税制改正の主な積み残し項目は①納税者権利憲章の策定、②給与所得控除の上限設定、③役員給与等に係る給与所得控除の見直し、④特定支出控除の見直し、⑤短期勤務の役員等に係る退職所得課税の見直し、⑥成年扶養控除の縮減、⑦相続税・贈与税の見直し、⑧温対税の導入などである。②④⑤⑧は今回の税制大綱に盛り込まれた。

税制大綱では、残る項目のうち①納税者権利憲章については、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入も展望しながら引き続き検討を行うとされた。⑥成年扶養控除の見直し<sup>44</sup>については税制大綱には言及がなく、「社会保障・税一体改革素案」において平成 23 年度税制改正大綱の考え方や関連する社会保障制度の内容も踏まえて改めて検討するとされている。⑦の相続税・贈与税については、平成 23 年度改正案と同様の内容が素案に盛り込まれた（以上⑥⑦につき下記（2）参照）。

### (2) 社会保障・税一体改革素案における税制抜本改革の概略

素案に盛り込まれた税制抜本改革の概略は次のとおりである（表 4）。

**表4 社会保障・税一体改革素案における税制抜本改革(概略)**

消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税収の用途は現行分の地方消費税を除き社会保障財源化(医療、年金、介護、少子化)。</li> <li>・税率の引上げ:平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%。※経済状況の好転の確認を前提</li> <li>・地方への配分:平成 27 年 10 月時点で増税分 5%のうち地方交付税分を含めて 1.54%</li> <li>・単一税率の維持。インボイス制度は導入しない。逆進性対応としては、平成 27 年度以降の番号制度定着後に給付付き税額控除等導入。それまでは簡素な給付措置を実施。</li> <li>・新設法人に係る事業者免税点制度の濫用防止、簡易課税制度のみなし仕入率の水準見直し。</li> <li>・医療機関等の仕入れに係る消費税については診療報酬など医療保険制度で対応。</li> </ul>
個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の所得税の最高税率 40%(課税所得 1,800 万円超)に加えて、課税所得 5,000 万円超に 45%の税率区分を設ける(平成 27 年分の所得税から適用)。</li> <li>・成年扶養控除、配偶者控除などのあり方を検討。</li> </ul>
相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続税の基礎控除の圧縮と税率構造の見直し(高額な相続に係る税率引上げ等)。</li> <li>・贈与税の相続時精算課税制度の対象範囲拡大(20 歳以上の孫の追加等)と同制度の対象とならない贈与に係る贈与税の税率構造見直し。※相続税、贈与税とも平成 27 年 1 月から適用</li> </ul>
地方税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税制抜本改革において偏在性の小さい地方税体系ができるまでの措置であるため、一体改革に併せて抜本的に見直す。</li> </ul>

(出典) 政府・与党社会保障改革本部「社会保障・税一体改革素案」2012.1.6.より筆者作成  
[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu\\_yotou/240106kettei.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu_yotou/240106kettei.pdf)

## おわりに

平成 24 年度税制大綱には前年度に成立しなかった改正項目も含まれている。そのような項目の改正の成否は、社会保障・税一体改革素案で示されている税制抜本改革に影響を及ぼすことも考えられる。例えば給与所得控除の上限設定は、素案における所得税の最高税率引上げの議論と関連する項目である。税体系全体の整合性に配慮しながら、今後の議論を進める必要がある。

<sup>43</sup> 同上；「財源なき車税制改正」『読売新聞』2011.12.11.

<sup>44</sup> 特定成年扶養親族（65 歳以上 70 歳未満の者等）以外の成年扶養控除に係る所得制限の導入

## 巻末表 A

## 平成 24 年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
<b>1. 個人所得課税</b>		
(1) 給与所得控除の上限設定	842	143
(2) 退職所得課税の見直し	89	21
(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し	7	3
(4) 住宅ローン減税の拡充(認定省エネ住宅に係る措置の追加)	▲6	▲1
個人所得課税 計	932	166
<b>2. 資産課税</b>		
(1) 山林に係る相続税の納税猶予制度の創設	▲4	▲1
(2) 会社分割に係る登録免許税の特例の見直し	17	7
資産課税 計	13	6
<b>3. 法人課税</b>		
(1) 環境関連投資促進税制の拡充	▲5	▲5
(2) 福島復興再生特別措置法(仮称)に係る税制措置	▲154	▲100
(3) 社会・地域貢献準備金制度の廃止	185	185
(4) 関西国際空港整備準備金制度の改組	▲2	0
法人課税 計	24	80
<b>4. 消費課税</b>		
(1) 車体課税		
① 自動車重量税の見直し	▲548	▲458
② 衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物自動車に係る自動車重量税の軽減	▲2	▲1
(2) 地球温暖化対策のための税	2,623	391
消費課税 計	2,073	▲68
<b>5. 沖縄関連税制</b>		
(1) 沖縄の特別地区制度等に係る法人税の特別措置	▲8	▲5
(2) 沖縄発電用特定LNGに係る石油石炭税の免税	▲4	▲2
沖縄関連税制 計	▲12	▲7
一般会計分計	3,030	177

(注1) 上記のほか、「4. (1)車体課税」による特別会計分の減収見込額は、平年度▲378億円、初年度▲315億円と見込まれる。

(注2) 「住宅ローン減税の拡充(認定省エネ住宅に係る措置の追加)」の平年度減収見込額は、適用対象となる平成24年及び25年居住分について、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計の平均額を計上している。

(出典) 財務省ホームページ

<[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24zougensyuu.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24zougensyuu.pdf)>

## 巻末表 B

## 平成 24 年度税制改正による事項別増減収見込額(地方税関係)

未定稿

(単位:億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				0	△ 1	△ 1
認定省エネ住宅(仮称)に係る住宅ローン減税制度の創設				0	△ 1	△ 1
2 法人住民税				0	△ 1	△ 1
地方公共団体情報処理機構(仮称)に係る非課税措置の創設				0	△ 1	△ 1
3 法人事業税	△ 6		△ 6	△ 31		△ 31
(1) 新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る資本割の特例措置の創設	△ 10		△ 10	△ 10		△ 10
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う措置	△ 2		△ 2	△ 26		△ 26
(3) その他	5		5	5		5
4 不動産取得税	3		3	3		3
(1) 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特例措置の廃止	4		4	4		4
(2) その他	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
5 自動車取得税	486		486	369		369
(1) エコカー減税の特例の見直し	490		490	380		380
参考・自動車取得税交付金を加味した増収見込額 ・自動車重量税の見直し(地方譲与分)	(140)	(350)	(490)	(110)	(270)	(380)
(2) 低公害車・低燃費車特例の見直し	8		8	8		8
(3) 先進安全自動車の取得に係る特例措置の創設	△ 6		△ 6	△ 13		△ 13
(4) バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特例措置の創設	△ 6		△ 6	△ 6		△ 6
6 軽油引取税	1		1	1		1
課税免除措置の見直し	1		1	1		1
7 固定資産税		197	197		358	358
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等		196	196		425	425
(2) 原子力発電所の事故に伴う避難等指示区域内の土地及び家屋に係る課税免除等					△ 55	△ 55
(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の創設					△ 3	△ 3
(4) 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の償却資産等に係る特例措置の創設					△ 9	△ 9
(5) 新関西国際空港株式会社等の業務用固定資産に係る特例措置の拡充					△ 11	△ 11
(6) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置の縮減		2	2		2	2
(7) 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特例措置の廃止					3	3
(8) 鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の廃止					5	5
(9) その他		0	0		1	1
8 都市計画税		61	61		131	131
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等		61	61		132	132
(2) その他		0	0		△ 1	△ 1
合計	484	258	742	342	487	829
国税の税制改正に伴うもの	7	4	11	127	156	283
個人住民税	1	2	3	101	152	253
法人住民税	1	2	3	2	4	6
法人事業税	5		5	24		24
再計	491	262	753	469	643	1,112

## 地方譲与税

地方法人特別譲与税	4		4	3		3
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	495	262	757	472	643	1,115

(注) ( )内の数字は、合計に含んでいない。

(出典) 総務省ホームページ <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000140637.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000140637.pdf)>